

## 特定空家等の行政代執行について

令和2年2月19日に空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項に規定される「特定空家等」について、建築物の除却等の行政代執行を開始しましたので、以下のとおり報告します。

### 1 特定空家等の所在地

杉並区高円寺北二丁目

### 2 経過

令和元年12月	代執行に係る除却等工事費の補正予算成立 代執行に係る除却等工事の起工・発注・契約
令和2年1月	法第14条第9項及び行政代執行法第3条第2項に基づく行政代執行令書を送付

### 3 行政代執行の除却等工事の概要

- (1) 工事件名：特定空家等解体工事
- (2) 請負業者：株式会社丸利根アペックス（三鷹市深大寺2-40-3）
- (3) 工期：令和元年12月27日～令和2年4月20日
- (4) 契約金額：¥7,480,000円（税込）
- (5) 工事内容
  - ① 建物（木造2階建）を解体し除却すること
  - ② 建物（木造2階建）内及びその周囲のごみ等を撤去すること
- (6) 代執行実施期間（予定）  
令和2年2月19日から令和2年4月30日（72日間）

### 4 スケジュール（予定）

令和2年	4月30日	代執行終了宣言
	5月中旬	工事代金支払
	5月下旬～	費用徴収